

二八、九、二十四
運輸省

通運事業法施行令等の一部を改正する政令案要綱

一 通運事業法施行令の一部改正（方一至）

1 通運事業の限定免許に關する陸運局長の権限を、一取扱駅のみのものに限つていたのを、二取扱駅以上のものにも及ぼすこと（同施行令方一至方二号）。

2 大臣権限の事業と陸運局長権限の事業との双方を対象とする併合事業（事業譲渡、合併の認可等）についてば、大臣と陸運局長との別個の許認可等の処分を要したものを、大臣の許認可等の処分のみで足りること、すること（方一至方三号、方四号、方八号、方九号及び方十号）。

3 一般事業の運賃料金の變更であつて品目及び期間を限定するものに

関する認可及び限定事業の運賃料金に関する認可の権限を陸運局長に委任すること（方一至方十一号及び方十二号）。

4 大臣権限事業に關する事業計画の変更命令その他事業改善命令の権限の一部を陸運局長に委任すること（方一至方十四号）。

5 その他は、現行どおりとすること。（方一至方二号）

二 道路運送法施行令の一部改正（方一至方十四号）

1 一般貨物自動車運送事業及び一般区域貨物自動車運送事業の免許の権限を陸運局長に委任すること（同施行令方四至方一項方十九号）。

2 運輸開始の確認その他法改正による自動車運送事業等に關する、新規権限を陸運局長及び都道府県知事に委任すること（方四至方一項方一号、方八号、方九号、方十二号及び方十三号、同至方二項並びに方七至方三項）。

3 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画變更の認可、一般路線貨物自動車運送事業の品目、期間及び区間を限定する運賃料金變更の認可その他のこれらの事業の運賃料金の變更であつて基本的事項にわたらないものに關する認可の権限を陸運局長に委任すること（方四至方一項方三号）。

⁴ その他は、現行どおりとすること。

三 道路交通事業抵当法施行令の一部改正（オ三条）

道路運送事業及び自動車運送事業に関する権限の陸運局長への委任に伴い、
競落（通運事業改び）の事務の免許の取消権限の一部を陸運局長に委任すること（同施
行令オ二条）。

四 運輸省組織令の一部改正（オ四条）

道路運送審議会の廃止に伴い、自動車局業務部旅客課の所掌事務のうち
道路運送審議会に關する部分を、自動車運送協議会に読み替えるため
の修正等を行うこと（同組織令オ五十六条オ六号及びオ五十七条オ十四
号）。

五 運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を求められた関係人又は参考人
に支給する旅費及び手当に關する政令の一部改正（オ五条）

道路運送審議会の改正に伴い、道路運送審議会に関する部分を削除す
ること（同政令オ一条）。

政令ガ

号

通運事業法施行令等の一部を改正する政令
内閣は、通運事業法（昭和二十四年法律ガ二百四十一号）ガ三十六条、
道路運送法（昭和二十六年法律ガ百八十三号）ガ百二十二条、道路交通抵
当法（昭和二十七年法律ガ二百四号）ガ二十条、國家行政組織法（昭和
二十三年法律ガ百二十号）ガ七条ガ三項及び運輸省設置法（昭和二十四
年法律ガ百五十七号）ガ十七条ガ二項の規定に基き、この政令を制定す
る。

カ一条 通運事業法施行令（昭和二十五年政令ガ十七号）の一部を次の
よう改正する。

カ一条ガ二号中「取扱駅のみについて」を削る。

カ一条ガ三号を次のように改める。

三 法ガ七条ガ一項の規定により行う認可であつて、カ一号の規定
により運輸省令で定める取扱駅のみにおける通運事業（以下「甲
事業」という。）、法ガ二条ガ一項ガ三号及び同項ガ四号の通運
事業」といふ。

のみを行ひ通運事業（以下「乙事業」という。）又は前号の免許
に係る通運事業（以下「丙事業」という。）の譲渡及び譲受に關
するもの（甲事業又は乙事業と甲事業、乙事業及び丙事業以外の
通運事業とが、ともに譲渡及び譲受の目的となつてゐる場合にお
ける認可を除く。）

カ一条ガ四号を次のように改める。

四 法ガ七条ガ二項の規定により行う認可であつて、甲事業、乙事
業又は丙事業を經營する法人の合併（甲事業、乙事業及び丙事業
以外の通運事業を經營する法人に係るもの）に関するも
の
カ一条ガ八号からカ十一号までを次のように改める。
八 法ガ十一条ガ二項の規定により行う事業の廃止に關する許可であつて、
甲事業、乙事業又は丙事業を經營する法人の合併（甲事業、乙事業と甲事
業、乙事業及び丙事業以外の通運事業とが、ともに廃止の目的となつてい
る場合における許可を除く。）

九 法カ十四条の規定による処分であつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係るものへ甲事業又は乙事業と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業とに関するものに處分を行ふ場合における処分を除く。)

十 法カ十五条の規定により行う指定

十一 法カ二十条へ法カ二十七条において準用する場合を含む。)の規定により行う認可であつて、期間を限定して行う特定の取扱物品についての運賃又は料金の変更に関するもの

十二条 法カ二十条へ法カ二十七条において準用する場合を含む。)へ次号に規定するものを除く。)

十三条 法カ十一号の次に次の三号を加える。

十四条 法カ二十六条の規定により行う命令へ法カ二十七条において準用する場合を含む。)であつて、左に掲げるもの

イ 事業計画の変更に関するもの
ロ 運賃又は料金の変更に関するものへ乙事業者及び丙事業以外の通運事業の運賃又は料金の変更に関するものにあつては、期間を限定して行う特定の取扱物品についての運賃又は料金に係るものに限る。)

ハ 通運約款の変更に関するものであつて、甲事業、乙事業又は丙事業に係るものへ甲事業又は乙事業の通運約款と甲事業、乙事業及び丙事業以外の通運事業の通運約款について、ともに

変更を命ずる場合における命令を除く。)
第二条 道路運送法施行令(昭和二十六年政令カ二百五十号)の一部を次のように改正する。
カ四条を次のように改める。

(自動車運送事業に関する職権の委任)

第四条 法律第二章及び法律第三章に規定する運輸大臣の職権（国において經營する自動車運送事業及び専用自動車道に係るもの）を除く。）であつて、左に掲げるものは、陸運局長に委任する。

一 法律第七条第一項に規定する確認

二 法律第七条第二項の規定による運輸開始の期日又は期間の延期又は伸長

三 法律第八条第一項の規定による運賃又は料金（郵便物の運送料金を除く。）の設定又は変更の認可であつて、左に掲げるもの

イ 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更のうち運行系

統の変更又は停留所の新設、廃止若しくは位置の変更に伴う運賃の設定又は変更に関するもの

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業の料金の設定又は変更に関するもの

ハ 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃又は料金の変更であつて、

定期旅客その他の特殊の旅客又は特殊の区域についての割増又は割引の率の変更に関するもの（イに掲げよもづく）

ニ 一般路線貨物自動車運送事業の運賃又は料金の変更の認可であつて、発地及び着地を特定して運送する特定の種類の貨物についての運賃又は料金の変更（期間を限定して行うものに限る。）に関するもの

六 法律第十八条第一項の規定による事業計画の変更の認可であつて、左に掲げるもの

イ 営業所の新設若しくは廃止又はその位置の変更に関するもの

ロ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更に関するもの

ハ 一年を通じ継続して運転をするものでないときの運輸をする期間の変更に関するもの

ニ 一般乗合の旅客自動車運送事業の停留所の新設若しくは廃止又はその位置の変更に関するもの

ホ 一般路線貨物自動車運送事業の荷扱所の新設若しくは廃止又はその位置の変更に関するもの

(自動車運送事業に関する職権の委任)

第四条 法令第二章及び法令第三章に規定する運輸大臣の職権（国において經營する自動車運送事業及び専用自動車道に係るものを除く。）であつて、左に掲げるものは、陸運局長に委任する。

一 法令七条の一項に規定する確認

二 法令七条の二項の規定による運輸開始の期日又は期間の延期又は伸長

三 法令八条の一項の規定による運賃又は料金へ郵便物の運送料金を除く。の設定又は変更の認可であつて、左に掲げるもの

イ 一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更のうち運行系統の変更又は停留所の新設、廃止若しくは位置の変更に伴う運

賃の設定又は変更に関するもの

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業の料金の設定又は変更に関するもの

ハ 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃又は料金の変更であつて、

定期旅客その他の特殊の旅客又は特殊の区域についての割増又は割引の率の変更に関するもの（イに掲げよもづく）

ニ 一般路線貨物自動車運送事業の運賃又は料金の変更の認可であつて、発地及び着地を特定して運送する特定の種類の貨物についての運賃又は料金の変更へ期間を限定して行うものに限る。（に）に関するもの

四 法令十一条の一項に規定する運賃及び料金の收受の猶予期間に関する許可

五 法令十二条の一項の規定による運送約款の設定又は変更の認可

六 法令十八条の一項の規定による事業計画の変更の認可

七 法令十九条の二項の規定による事業計画に定める業務の確保に関する命令

八 法令二十四条の二号の許可

九 法令二十四条の二号の許可

十 法令三十二条の四項の規定による命令

- 2
- 十一 法第34条第一項の規定による命令
- 十二 法第43条の規定による輸送施設の使用の停止の命令
- 十三 輸送施設の使用的停止の命令をした場合における法第43条の二第一項の規定による命令
- 十四 自動車を使用して通運事業を經營することの免許を受けた者又は通運事業法(昭和二十四年法律第241号)第13条の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者に対し法第46条の規定により行う自動車運送事業の種類及び事業区域の指定
- 十五 専用自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長
- 十六 専用自動車道の工事の着手又は完成の期間の伸長
- 十七 専用自動車道の工事の着手の届出の受理
- 十八 次項各号に掲げる事項であつて、二以上の都府県の区域及び北海道にあつては二以上の陸運事務所へ地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第143号)附則第3項の事務所をいう。」の管轄区域にわたる事項に関するもの
- 十九 一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業、一般小型貨物自動車運送事業又は特定自動車運送事業に関する事項であつて、前各号及び次項に規定する事項以外のものへこれらの事業と一般乗合旅客自動車運送事業又は一般路線貨物自動車運送事業とか、ともに譲渡及び譲受の目的となつてゐる場合における譲渡及び譲受の認可並びに一般乗合旅客自動車運送事業又は一般路線貨物自動車運送事業を經營する法人に係る合併の認可を除く。」
- 二十 法第4条第一項の規定により免許の期間を限定する自動車運送事業に係るもの(前項第十八号に掲げるものを除く。)は、都道府県知事に委任する。
- 法第2章に規定する運輸大臣の職權へ国において經營する自動車運送事業に係るもの(前項第十八号に掲げるものを除く。)は、左に掲げるものへ前項第十八号に掲げるものを除く。」は、都道府県知事に委任する。

一 法第十八条第一項の規定による事業計画の変更の認可（前項第6号に掲げるもの及び専用自動車道に関するものを除く。）又は同条第三項に規定する事業計画の変更に係る届出（専用自動車道に関するものを除く。）の受理

3 法第43条の二に規定する陸運局長の職権は、都道府県知事に委任する。

カ七条に次の二項を加える。

3 法第百二条第3項において準用する法第43条の二に規定する陸運局長の職権は、都道府県知事に委任する。

カ三条 道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令第206号）の一部を次のように改正する。

カ二条を次のように改める。

カ二条 法第十八条第一項但書に規定する運輸大臣の職権のうち、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業、一般小量貨物自動車運送事業、免許の期間を限定する一般自動車運送事業及び通運

事業法施行令（昭和二十五年政令第17号）カ一条カ九号の規定により陸運局長が免許の取消の権限を有する事業に関するものは、陸運局長に委任する。

カ四条 運輸省組織令（昭和二十七年政令第309号）の一部を次のように改正する。

カ五十六条カ六号をカ七号とし、以下一号ずつ繰り下げ、カ五号の次に次の二号を加える。

六 自動車事故による損害賠償の保障に関すること。
カ五十七条第十四号中「道路運送審議会」を「自動車運送協議会」に改める。

カ五条 運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を求められた関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する政令（昭和二十六年政令第2053号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

十 法律十八条が三項に規定する届出（専用自動車道に関するもの）を除く。の受理

二 法律三十七条が一項の規定による事業用自動車の貸渡の許可

三 法律四十二条が一項の規定による事業の休止の許可

3 法律四十三条の二に規定する陸運局長の職権は、都道府県知事に委任する。

わ七条に次の二項を加える。

3 法律百二条が三項において準用する法が四十三条の二に規定する

陸運局長の職権は、都道府県知事に委任する。

わ三条 道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令二百六十一号）

の一部を次のように改正する。

わ二条を次のように改める。

わ二条 法律十八条が一項但書に規定する運輸大臣の職権のうち、一般貨物切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業、一般小量貨物自動車運送事業、免許の期間を限定する一般自動車運送事業及び通運

事業法施行令（昭和二十五年政令十七号）が一章が九号の規定により陸運局長が免許の取消の権限を有する事業に関するものは、陸運局長に委任する。

わ四条 連輸省組織令（昭和二十七年政令三百九十一号）の一部を次のように改正する。

わ五十六条が六号をわ七号とし、以下一考ずつ繰り下げ、わ五号の次に次の二号を加える。

六 自動車事故による損害賠償の保障に關すること。
わ五十七条が十四号中「道路連輸審議会」を「自動車連送協議会」に改める。

わ五条 連輸審議会又は道路連輸審議会に出頭を求められた関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に關する政令（昭和二十六年政令二百五十三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

運輸審議会に出頭を求められた関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する政令

第一条中一、又は道路運送法第百十七条第二項の規定により道路運送審議会に「」を削る。

附 則

この政令は、昭和二十八年十月一日から施行する。

理由

道路運送法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百六十八号）の施行に伴い、並びに通運事業法、道路運送法及び道路交通事業抵当法の円滑な施行を図るため、これらの法律の規定による運輸大臣又は陸運局長の職権の一部を陸運局長又は都道府県知事に委任する等の必要があるからである。

通運事業法施行令及び道路運送法施行令の一部を
改正する政令案の引用条文及び参照条文

運輸省自動車局

目 次

一、通運事業法	抄	(1) 36
二、通運事業法	抄	(6)
三、道路運送法	抄	(5)
四、道路運送法施行令	抄	(8)
五、道路運送法施行規則	抄	(24)
六、道路交通事業抵當法	抄	(25)
七、道路交通事業抵當法	抄	(28)
八、國家行政組織法	抄	(2)
九、運輸省設置法	抄	(3)
十、運輸省組織令	抄	(3)
十一、運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を承認された関係人又は 参考人に支給する旅費及び手当に関する政令	抄	(3)
十二、地方自治法	抄	(3)

通運事業法施行令及び道路運送法施行令の一部を改正する政令条文の引用条文及び参考条文

一 通運事業法(昭和二年法律第ニ百四十一号)抄

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律で、「通運」とは、他人の需要に応じてする方に掲げる行為をいう。
 一 自己の名をもつてする鉄道、軌道及び日本国有鉄道の至営する航路を含む。以下同じ。
 じ。による物品運送の取次又は運送物品の鉄道からの受取

二 鉄道により運送される物品の他人の名をもつてする鉄道への託送又は鉄道からの受取

取

三 鉄道により運送される物品の集貨又は配達(海上におけるものを除く。)

四 鉄道により運送される物品の鉄道の車両へ日本国有鉄道の至営する航路の船舶を含

む。)への積込又は取卸

五 鉄道を利用してする物品の運送

二 この法律で、「通運事業」とは、常利を目的とするとしていることを問わず、通運を行う事業へ國の行う郵便の事業を除く。)をいう。

第二章 通運事業

(事業の譲渡及び譲受けの認可等)

第七条 通運事業の譲渡及び譲受けは、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 二 通運事業を行う法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但し、通運事業を經營する法人と通運事業を經營しない法人が合併する場合において、通運事業を經營する法人が存続するときは、この限りでない。

(事業の休止及び斎止)

第十一条 通運事業者は、通運事業の全部又は一部を休止し、又は斎止しようとするときは、運輸大臣の許可を受ければなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可の申請があつたときは、その休止又は廢止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、これを許可しなければならぬ。

(事業の停止及び免許の取消)

第十四条 運輸大臣は、通運事業者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて事業の停止を命じ、又は免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く处分、第4条第3項の規定による業務の範囲の限定又は免許、許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二 正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

(貨物自動車運送事業者の特別)

第十五条 道路運送法(昭和二十二年法律第百九十一号)第10条に規定する貨物自動車運送事業の免許を有する者は、運輸大臣が取扱駆を指定したときは、第4条第1項、第9条、第10条、第14条、第16条、第17条、第20条から第22条まで、第23条及び第27条の規定の適用については、第2条第1項第3号の行為を行ふ事業について通運事業の免

許を受けた者とみなす。

(運賃及び料金)

第二十条 通運事業者は、通運事業の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときはも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 能率的な經營の下における適正な報酬を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の荷主に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

2 運賃及び料金は、集貨、配達、取扱、積込、取卸その他業務の種別について定額をもつて明確に定められなければならない。

(通運約款)

第二十一条 通運事業者は、通運約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとときはも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

ニ 少くとも物品の受取及び引渡し、運賃及び料金の收受並びに通運事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

(事業改善の命令)

第二十九条 運輸大臣は、通運事業者の事業について公衆の利便を阻害する事実があると認めるとときは、通運事業者に対し、左に掲げる事項を命ぜることができる。

- 一 事業計画を変更すること。
- 二 運賃、料金又は通運約款を変更すること。

(附帯業務)

第三十条 オ二十九条からオ三十二条まで及び前条の規定は、通運事業者が通運事業に附帯して行う物品の荷造、保管及び仕分、代金の取立及び立替その他通常通運事業に附帯する業務

について準用する。

第四章 雜則

(監査の委任)

第三十一条 この法律に規定する運輸大臣の監査の一部であつて政令で定めるものは、陸運局長が行う。

二 通運事業法施行令(昭和三十二年政令第十七号)抄

第一条 通運事業法(以下「法」という。)に規定する運輸大臣の監査で左に掲げるものは、陸運局長が行う。

- 一 法第十四条の規定により行う免許であつて、貨物登載総トン数を考慮して運輸省令で定める取扱駅のみにおいて行う通運又は法第ニ条第一項第3号及び同項第4号の通運のみの通運に関するもの

二 法第十四条の規定により行う免許であつて、一取扱駅のみについて荷主、取扱物品の種類及び作業場所を限定して行うもの

三 法第七条第一項の規定により行う認可であつて、第一号の規定により運輸省令で定める取扱駅における通運事業、法第二条第一項第3号及び同項第4号の通運のみを行う通運事業又は前号の規定により陸運局長が行う法第十四条の免許を受けた者の当該免許に係る通運事業の譲渡及び譲受に関するもの

四 法第七条第二項の規定により行う認可であつて、第一号又は第二号の規定により陸運局長が行う法第十四条の免許を受けた法人の合併（運輸大臣が自ら行う法第十四条の免許を受けている法人が合併により消滅する場合の合併を除く。）に関するもの

五 法第八条、法第十二条又は法第十三条の規定により行う認可

六 法第十条の規定により行う許可であつて、貨物発着総トン数を考慮して運輸省令で定める取扱駅のみにおいて行う通運に関するもの

ア ヒ 法第十一条の規定により行う許可であつて、事業の休止に関するもの

八 法第十一条の規定により行う事業の停止に関する許可、又は法第二十一条、法第二十七条において準用する場合を含む。の規定により行う認可であつて、第一号又は第二号の規定により陸運局長が行う法第十四条の免許を受けた者の当該免許に係るもの

九 法第十四条の規定による処分であつて、第一号又は第二号の規定により陸運局長が行う法第十四条の免許を受けた者の当該免許又は事業に係るもの

十 法第十五条の規定により行う指定

ナ 一 法第二十六条、法第二十七条において準用する場合を含む。の規定により行う命令（運賃又は料金の変更に係るものと除く。）であつて、第一号又は第二号の規定により陸運局長が行う法第十四条の免許を受けた者の当該事業に係るもの

三 道路運送法(昭和二十六年法律第百六十三号)抄

第二章 自動車運送事業

(種類)

第三条 自動車運送事業は、一般自動車運送事業及び特定自動車運送事業とする。

二 一般自動車運送事業(特定自動車運送事業以外の自動車運送事業)の種類は、左に掲げるものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般自動車運送事業)

二 一般貨物旅客自動車運送事業(旅客を運送する一般自動車運送事業であつて、前号及び次号の自動車運送事業以外のもの)

三 一般乗用旅客自動車運送事業(一時の契約により乗車定員十人以下の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般自動車運送事業)

四 一般路線貨物自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により積合貨物を運送する一般自動車運送事業)

送する一般自動車運送事業

五 一般区域貨物自動車運送事業(貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、前号及び次号の自動車運送事業以外のもの)

六 一般小型貨物自動車運送事業(最大積載量が運輸省令で定めるトン数以下の自動車のみにより貨物を運送する一般自動車運送事業であつて、又四号の自動車運送事業以外のもの)

3 特定自動車運送事業(特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客又は貨物を運送する自動車運送事業)の種類は、左に掲げるものとする。

一 特定旅客自動車運送事業(一定の範囲の旅客を運送する特定自動車運送事業)

二 特定貨物自動車運送事業(一定の範囲の貨物を運送する特定自動車運送事業)

(免許)

第四条 自動車運送事業を經營しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

10 2 自動車運送事業の免許は、路線又は事業区域並びに前条々ニ項各号及びア三項各号に掲げ

る自動車運送事業の種類について行う。

3 自動車運送事業の免許は、運送の需要者、運送する旅客又は貨物その他業務の範囲を限定して行うことができる。

4 一時的な需要のための自動車運送事業の免許は、期間を限定して行うことができる。

(運輸開始)

第七条 自動車運送事業の免許を受けた者は、運輸大臣の指定する期日又は期間内に、且つ、運輸省令で定める場合にあつては、当該輸送施設等によつて事業計画に従う業務を行うことができる一事について運輸大臣の確認を受け、運輸を開始しなければならぬ。

2 天災その他のもを得ない事由により、前項の期日又は期間内に運輸を開始することができないときは、運輸大臣は、申請により、期日を延期し、又は期間を伸長することができる。

(運賃及び料金の認可)

第八条 自動車運送事業者は、旅客又は貨物の運賃その他運輸に関する料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。

一 能率的な営業の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱をするものではないこと。

三 旅客又は貨物の運賃及び料金を負担する能力にかんがみ、旅客又は荷主が当該事業を利用することを困難にするおそれがないものであること。

4 他の自動車運送事業者との間に不当な競争をひきおこすこととなるおそれがないものであること。

5 運賃及び料金が対距离制による場合であつて、運輸大臣がその算定の基礎となる距離を定めたときは、これによるものであること。

3 オ一項の運賃及び料金は、確定額をもつて定められなければならない。但し、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業以外の自動車運送事業のうち運輸大臣の指定する種類については、最高額及び最低額をもつてこれに代えることができる。

(事業計画の変更)

第十八条 自動車運送事業者は、事業計画を変更しようとときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。但し、営業所の名稱その他運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 第八条の規定は、前項の認可について準用する。

3 自動車運送事業者は、又一項但書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(事業計画に定める業務の確保)

第十九条 自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならぬ。

2 運輸大臣は、自動車運送事業者が前項の規定に違反して、いると認めるとときは、当該自動車運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

13 (路線により運送する貨物の集貨及び配達)

第二十三条 一般路線貨物自動車運送事業を經營する者(以下「一般路線貨物自動車運送事業者」という。)は、又四条の規定にかかわらず、その者が路線により運送する貨物を自動車を使用して集貨し、及び配達することができる。

(禁止行為)

第二十四条 事業区域を定める自動車運送事業を經營する者は、発地及び着地のいずれもがその事業区域外に存する旅客又は貨物の運送をしてははらぬ。

第二十四条の二 一般貨物旅客自動車運送事業を經營する者(以下「一般貨物旅客自動車運送事業者」という。)は、左の場合を除き、乗合旅客の運送をしてははらぬ。

一 犯害の場合その他緊急を要するとあへ
ニ 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けてとく。

2 一般区域貨物自動車運送事業を經營する者(以下「一般区域貨物自動車運送事業者」といふ。)又は一般小型貨物自動車運送事業を經營する者(以下「一般小型貨物自動車運送事業者」といふ。)

L. という。は、左の場合を除き、積合貨物の運送をしてはならない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般路線貨物自動車運送事業者又は鉄道により運送される貨物の集貨又は配達のためにするとき。

三 多数の貨物の集配する場所に発着する貨物の運送であつて、運輸省令で定めるものを行うとき。

(事業改善の命令)

第三十二条 自動車運送事業者は、旅客又は荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、

その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 自動車運送事業者は、自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような取扱をしてはならない。

153 自動車運送事業者は、特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。

4 運輸大臣は、前三項に規定する行為があるときは、自動車運送事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

5 運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、当該自動車運送事業者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聽聞をしなければならない。聽聞に際しては、当該自動車運送事業者に対し、意見を述べ、及び証據を提出する機会を与えられなければならない。

(運送に関する命令)

第三十四条 運輸大臣は、当該運送が災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要であり、且つ、当該運送を行う者がばい場合又は署しく不足する場合に限り、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区间、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令で次条の規定による損失の補償を伴うものは、これにまつて必要な補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえたる範囲内にこれをしなければならない。

(事業用自動車の貸渡)

第37条 自動車運送事業者は、その事業用自動車の貸渡をしようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、その貸渡によつて公衆の利便を害することとなるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

(事業の譲渡及び譲受等)

第39条 自動車運送事業の譲渡及び譲受は運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 自動車運送事業者たる法人の合併は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但し、自動車運送事業者たる法人と自動車運送事業を經營しない法人が合併する場合において、自動車運送事業者たる法人が存続するときは、この限りではい。

3 メタリの規定は、前二項の認可について準用する。

4 自動車運送事業者たる法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。

(事業の休止及び廃止)

第41条 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとすると、は、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

2 運輸大臣は、当該休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、前項の許可をしなければならない。

3 メタリの事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができる。

4 前二項の規定は、道路又は橋りょうの損壊その他正当な事由に基く事業の休止又は廃止については、適用しない。

5 自動車運送事業者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとすると、あらかじめ、その旨を當該所その他の事業所において公衆に見易いように掲示しなければならない。

(免許の取消等)

第十三条 運輸大臣は、自動車運送事業者が左の各号の一に該当すると又は、大箇月以内に
あつて期間を定めて輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又
は免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分又は免許、許可若しく
は認可に附した条件に違反したとき。

ニ 正當な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

三 第二条第一号、第二号又は第四号に該当することとなつたとき。

第十四条の二 運輸大臣は、前条の規定により輸送施設の使用の停止又は事業の停止を命じ
たときは、当該事業用自動車の道路運送車両法による自動車検査証を陸運局長に返納し、又
は当該事業用自動車の同法による自動車登録番号標及びその封印を取りはずした上、その自
動車登録番号標について陸運局長の領置を受けるべきことを命ずることができる。

二 陸運局長は、前条に規定する輸送施設の使用の停止又は事業の停止の期間が満了したとき
は、前項の規定により返納を受けた自動車検査証又は同項の規定により領置した自動車登録

番号標を返付しなければならない。

三 第四の自動車登録番号標の返付を受けた者は、当該自動車登録番号標を当該自動車に取り
つけ、陸運局長の封印の取りつけを受けなければならぬ。

(二) 通運事業者の特別)

第十六条 自動車を使用して通運事業を經營することの免許を受けた者又は通運事業者（昭
和二十四年法律第二百四十一号）第十三条の規定により新たに自動車を使用することの認可
を受けた者は、第二条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、
第二十六条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第二項から第五項まで、第二十六
条及び第二十七条、第二十八条及び第二十九条の二の規定の適用については、運輸大臣の指定す
る区域又は事業区域について通運事業のためにする貨物自動車運送事業の免許を受けた者と
同様とする。

(三) 例外)

二十九条 国において經營する自動車運送事業及び自動車道事業には、第二条から第七条ま
で定めるところによる。

で、×十二条、×十八条へ重要な事項に係る事業計画の変更であつて運輸省令で定めらるもの
を除く。）、×十九条×二項、×二十条、×二十一条、×三十一条、×三十二条×四項及び×
五項、×三十三条から×四十条まで、×四十二条、×四十三条、×四十三条の二、×四十六
条から×五十条まで、×五十二条、×五十四条から×六十条まで、×六十二条、×六十三条、
×六十七条、×七十二条、×七十二条へ×九条並びに×四一条×一項、×二項及び×五項の
規定の準用に関する部分を除く。）×七十五条（×五一条、×五十三条、×六十八条、×六
十九条、×七十三条及び×七十四条の規定の準用に関する部分を除く。）及び×百二十三条の
規定を適用しない。

2 国において至営する自動車運送事業及び自動車通事業について適用される規定中「免許レ

、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

第七章 自家用自動車の使用

（共同使用的許可）
第一百条 自家用自動車を共同で使用しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならぬ

い。

21

運輸大臣は、自家用自動車の共同使用的態様が自動車運送事業の至営に类似していると認
める場合を除く外、前項の許可をしほければならない。

（使用の制限及び禁止）

第一百二条 運輸大臣は、自家用自動車を使用する者が左の各号の一に該当するときは、六箇月
以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

- 一 ×四条の免許を受けないで、自家用自動車を使用して自動車運送事業を至営したとき。
- 二 ×百条の許可を受けないで、自家用自動車を共同の使用に供したとき。
- 三 有償で自家用自動車を運送の用に供したとき（前条×一項但書の場合を除く。）
- 四 前条第二項の許可を受けないで、有償で自家用自動車を貸し渡したとき。
- 五 第三十二条×五項の規定は、運輸大臣が前項の行為をしようとする場合について準用する。
- 六 第四十三条の二の規定は、運輸大臣が×一項の規定により自家用自動車の使用を禁止した
場合について準用する。

22

第八章 自動車運送協議会

(自動車運送検議会)

第百三条 自動車運送検議会は、陸運局^ノに、これを置く。

2 自動車運送検議会は、陸運局長の諮詢に応じて、自動車運送につき、左に掲げる事項に関する基本的な方針を調査審議する。

一 一定の区域における適正な供給輸送力の策定その他輸送の需要と供給との調整に関すること。

二 輸送施設の改善に関すること。

三 通信費及び料金の基準に関すること。

四 従業員の服務及び養成に関すること。

五 その他輸送に関する重要な事項

3 陸運局長は、前項の規定により自動車運送検議会の答申を受けたときは、その折衝事務の遂行上、これを尊重しなければならない。

4 自動車運送検議会は、ヤニ項の事項に関する必要と認めるときは、関係行政府に建議すること

ができる。

ト 自動車運送検議会は、自動車運送に関する苦情について調査し、陸運局長に意見を述べることができる。

第二十九章 雜 則

(駆逐の委任等)

第三十二条 この法律に規定する運輸大臣又は運輸大臣及び建設大臣の駆逐の一部は、政令で定めるところにより、左の各号の区分に従い、各々その号の定める下級の行政府に委任することができる。

一 第二章、第四章、第五章及び第七章に規定する駆逐については陸運局長又は都道府県知事

事

ニ 第三章に規定する駆逐については、陸運局長又は陸運局長及び都道府県知事

2 第四十三条の二に規定する陸運局長の駆逐は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

四、道路運送法施行令（昭和二十九年政令第二百五十号）抄

オニ章 聰权の委任

（自動車運送事業に関する聰权の委任）

四条 法第ニ章及び法第ニ三章に規定する運輸大臣の聰权（國において經營する自動車運送事業及び專用自動車道に係るものを除く。）で左に掲げるものは、陸運局長に委任する。

- 一 運輸開始の期日又は期間の延期又は伸長
- 二 運賃及び料金の收受の猶予期間の許可
- 三 運送約款の設定又は変更の認可
- 四 事業計画の変更で左に掲げるものの認可
 - イ 主たる事務所の位置の変更
 - ロ 営業所の新設若しくは廢止又はその位置の変更
 - ハ 事業用自動車の種別の変更
- 五 事業計画に定める業勢の確保に関する命令
- 六 法第ニ十三条の規定による事業区域の指定
- 七 法第ニ十三条の規定による命令
- 八 法第ニ十三条の規定による命令
- 九 自動車を使用して通運事業を經營することの免許を受けた者又は通運事業法第十三条の規定により新たに自動車を使用することの認可を受けた者に対して法第ニ四十九条の規定により行う自動車運送事業の種類及び事業区域の指定

十 専用自動車道の工事施行の認可申請期間の伸長

十一 専用自動車道の工事の着手又は完成の期間の伸長

十二 専用自動車道の工事の着手の届出の受理

十三 一般乗用旅客自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業（堅船の運送に限るするものに限る。）、一般小型貨物自動車運送事業及び特定自動車運送事業に関する事項で、前各号及び次項各号に掲げる事項以外のもの

十四 法第四条又四項の規定により免許の期間を限定する自動車運送事業に関する事項で、前各号及び次項各号に掲げる事項以外のもの

十五 次項に規定する事項でニ以上の都府県の区域及び北海道にあってはニ以上の陸運事務所（地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百四十三号）附則第3項の事務所をいう。）の管轄区域にわたるもの

二 法第二章に規定する運輸大臣の取扱（國において至當する自動車運送事業及び専用自動車道に係るもの（除く。）を除く。）に掲げるもののうち前項（第十五号を除く。）に規定する事項以外

もは、都道府県知事に委任する。

事業計画の変更（専用自動車道に関する事項を除く。）の認可又は事業計画の変更に係る届出の受理

二 事業区域外の運送の許可

三 事業用自動車の貸渡の許可

四 事業の休止の許可

高々自家用自動車の使用に関する取扱の委任

二七条 自家用自動車の共同使用の許可に関する法の規定による運輸大臣の取扱は、陸運事務所に委任する。

二 法第二章に規定する運輸大臣の取扱で前項に規定する事項以外のものは、都道府県知事に委任する。

五 道路運送法施行規則(昭和二十六年運令オ七百五号)抄

オニ章 自動車運送事業

(事業計画)

オ六条 法オ五条オ一項オ三号の一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
- 二 営業用自動車の総数、種別、車名、年式
- 三 専用自動車道を開設するものにあつては、左に掲げる事項
- 四 車線数、計画速度、計画重量及び路面の種類(区间により異なるときは、区间ごとに明示すること。)
- 五 他の道路、鉄道又は軌道との交差、位置及び交差方式

- 一 年を通じ継続して運輸をするものでは、運輸をする期間
- 二 営業用自動車の常用車又は予備車の別

29

六 各運行系統に配置する事業用自動車の種別ごとの数(その所属する営業所を明らかにすること。)

七 停留所の名称及び位置並びに停留所間の行程

八 運行系統

九 運行系統ごとの運行時刻(運行回数のい、人等なものにあつては、運行回数、始発及び終発の時刻、運行間隔時間並びに運行所要時間をもつて替えることができる。)

一 法オ五条オ一項オ三号の一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、前項オ一項からオ四号までに掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

二 法オ五条オ一項オ三号の特定旅客自動車運送事業の事業計画には、オ一項オ一号からオ四号までに掲げる事項を記載するものとする。

法オ五条オ一項オ三号の一般路線貨物自動車運送事業の事業計画には、オ一項オ一号からオ四号まで、オ六号及びオ八号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

この場合において営業所については、直営であるかどうかを明らかにするものとする。

30

- 32
- 一 事業用自動車の最大積載量
 - 二 荷扱所の名称及び位置
 - 三 運行系統ごとの運行日及び運行回数
 - 四 各営業所において貨物の集荷及び配達に使用する事業用自動車の種別ごとの数
 - 五 通運事業は（昭和二十四年法律第百四十一号）第十五條の規定により取扱駅の指定を受けた者にあつては、主として鉄道（軌道及び日本国有鉄道の經營する航路を含む。）により運送される貨物の集荷配達に使用すべき自動車の数
 - 6 法第十五条第一項第十三号の一般小型貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画には、第一項第1号から第四号まで及び前項第1号に掲げる事項の外、各営業所に配置する事業用自動車の数を記載するものとする。この場合において営業所については、直営であるかどうかを明らかにするものとする。
 - 7 法第十五条第一項第十三号の一般小型貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画には、第一項第1号から第四号まで及び第十四号に掲げる事項を記載するものとする。
- 31
- 一 主たる事務所、営業所、停留所又は荷扱所の名称
 - 二 営業所下つて直営であるかどうかの別
 - 三 事業用自動車の車名、年式、最大積載量又は常用車若しくはユース車の別
 2. 前条の規定は、法第十五条第三項の規定による事業計画の変更・届出にて準用する。
 3. 自動車運送事業の免許又は事業用自動車の貸渡、事業の管理の受委託、事業の休止若しくは廃止の許可又は運輸に関する協定、事業の譲渡及び譲受、合併若しくは相続による事業継続の認可を申請しようとする者は、その小なり免許、許可又は認可に伴つて事業計画を変更しようとするときは、それと同の申請書に変更しようとする事項を記載した書類並びにその新旧を対照して書類及び画面を添附することにより、その変更の認可又は届出に関する手續を省略することができる。

六 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第百四号）抄

（職权の委任）

カ二十余ニの法律に規定する運輸大臣の職权の一部は、政令で定めることにより、陸運局長に委任することができる。

七 道路交通事業抵当法施行令（昭和二十七年政令第二百六十一号）抄

オ二条 法第十八条第一項但書に規定する運輸大臣の職权のうち、一般乗用旅客自動車運送事業、一般区域貨物自動車運送事業（靈柩の運送に限らずものと限る）、一般小型貨物自動車運送事業、免許の期間を限定する自動車運送事業及び通運事業は施行令（昭和二十五年政令第十七号）オ一条ノ規定により陸運局長が行う免許に係る事業に附すときは、陸運局長に委任する。

八 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百三十九号）抄

33

オ七条オ三項（内部部局及び範囲）

前二項の官房、局及び部の設置並び下所掌事務の範囲は、法律で二点を定め、課（以下その他課に準ずるものと含む。以下本項において同じ。）の設置及び下所掌事務の範囲は、法律は、法律の範囲内で、政令で二点を定める。但し、課を置く場合には、二点算上の指標不二点に伴つては左記へばならない。

九 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）抄

（調査等）

オ十七条 運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めたときは、左の各号に掲げた事項を行うことができる。

- 三 関係人又は参考人に對し、出頭を求めてその意見又は報告を徵すること。
- 二 前項オ三号の規定により出頭を求められた関係人又は参考人は、政令で定めることにより、旅費及び手当を請求することができる。

34

大運輸省組織令(昭和二十七年政令第三百九十一号)抄

(財務課)

オ五十六条 財務課においては、左の事務をつかさどる。

一 自動車局の所掌に係る事業に関する財務及び税制に関すること。

二 自動車運送事業の補償に関すること。

三 自動車局の所掌に係る事業の会計の監査に関すること。

四 自動車局の所掌に係る事業の運賃及び料金の設定に関する調査及び研究に関すること。

五 道路交通事業振興に関すること。

六 自動車局の所掌に係る事業の労務に関すること。

七 自動車局の所掌に属する事務に係る中小企業等の振興及び経営の指導に関すること。

八 自動車局の所掌に属する事務に係る中小企業等協同組合の定期の認証事に関すること。

九 自動車局の所掌に係る事業の財務に関する調査及び統計に関すること。

35

オ五十七条 旅客課においては、左の事務をつかさどる。

十四 道路運送審議令に関する事。

(登録資材課)

オ六十九条 登録資材課においては、左の事務をつかさどる。

八 道路運送車両の使用及び整備の用に供する燃料油脂、タイヤ、ケーブル等の(附註の欄を並びに電力の供給に関すること。

九 道路運送車両、自動車用代替装置及び自動車用助燃装置並びにこれら用に供する等の自動車及び原動機付自転車の製造に関するものを除く。(の)帶緯の調査に関すること。

十 一 運輸審議会又は道路運送審議会に出頭を求められた

関係人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する政令(昭和二十六年政令第百五十三号)抄

オ一 東運輸省設置法オナ七条オニ項の規定により運輸審議会に、又は道路運送法オ百二十九

オニ項の規定により道路運送審議会に出席を求められた関係人又は参考人が請求する事とがべきる旅費及び手当の額については、この政令の定めるところによる。

36

十二 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）抄

附則（昭二五・五・四法一四三）

3 都道府県知事は、昭和二十四年五月三十日現在において道路運送監理事務所の所掌に属する事務ニ付する法律施行の際現にどの権限に属するものを分掌させるため、改正後の地方自治法第百五十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定にかかるず、当分の間、條例で事務所を置くものとする。